

# 獨協大学公益通報者の保護に関する規程

平成21年8月3日  
制定

## (目的)

第1条 この規程は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号）（以下「法」という。）及び獨協学園（以下「学園」という。）公益通報者保護に関する規則（以下「規則」という。）に基づき、獨協大学（以下「本学」という。）における公益通報に対して、適切に対応するための体制の整備その他の措置について、有効な実施に必要な事項を定め、公益通報者を保護するとともに、本学における法令違反行為又はそのおそれがあると思料される行為の早期発見及び是正を図ることを目的とする。

## (定義)

第2条 第2条 この規程において「通報者等」とは、その者の本学への通報が公益通報となり得る者をいう。

2 この規程において「職員等」とは、学園と雇用関係にある労働者、派遣労働者、本学との請負契約その他の契約に基づき事業に従事する取引先労働者並びに本学に在籍する大学院生及び学生で本学と雇用関係にある者（公益通報の日から1年前までの期間に、学園又は本学と雇用関係にあった者を含む）をいう。

3 この規程において「公益通報」とは、法第2条第1項に定める「公益通報」をいう。

4 この規程において「公益通報者」とは、公益通報をした者をいう。

5 この規程において「被通報者」とは、公益通報の対象となった者をいう。

## (学長の責務)

第2条の2 学長は、本学の公益通報に関する体制を整備、総括し、継続的な評価・改善を行うことで、法令違反行為等の防止に努めなければならない。

## (保護責任者)

第3条 本学に公益通報者保護責任者（以下「保護責任者」という。）を置く。

2 事務局長は、前項の保護責任者となる。ただし、保護責任者が被通報者若しくはその利害関係者又はそのおそれがある者であるときは、当該事案については、学長が他の者を保護責任者として指名するものとする。

3 保護責任者は、本学における通報者等の保護に関する事務を総括する。

## (通報等の窓口)

第4条 規則第4条第1項で規定される通報等の窓口は、本学においては総務部総務課とする。

2 総務部総務課は、前項に定める通報等の受け付け及び当該業務に関して通報者等を特定させる事項の伝達（以下「通報等対応業務」という。）を担当するものとする。ただし、通報者等が匿名を望む場合には、この限りではない。

3 通報等対応業務の責任者は総務部長とする。ただし、総務部長が被通報者若しくはその利害関係者又はそのおそれがある者であるときは、当該事案については、保護責任者が他の者を通報等対応業務の責任者として指名するものとする。

4 第1項の窓口において通報等を受けた場合、通報等対応業務責任者は、直ちにその旨を保護責任者に報告しなければならない。

5 前項の報告を受けた保護責任者は、その内容（通報者等の同意がない場合は、当該本人を特定する情報を除く。）を学長に報告するものとする。ただし、通報された事実が存在しないことが明らかであるときは、この限りではない。

## (通報等対応業務従事者)

第4条の2 総務部総務課員及び第7条第2項に定める公益通報委員会委員は、前条に定める通報等対応業務を主体的に行う者として、通報等対応業務従事者とする。

2 通報等対応業務従事者は、通報等対応業務に関して知り得た事項であって、通報者等を特定させるものについては、法第12条に定める守秘義務を負う。

## (組織の長その他幹部からの独立性に関する措置)

第4条の3 本学は、通報等の窓口における通報等対応業務に関して、学長、保護責任者、及び総務部長が被通報者若しくは利害関係者又はそのおそれがある者となる事案又はこれらの者に関する事案については、学園の内部監査室長に報告を行うものとする。ただし、内部監査室長への報告だけでは、独立性が十分に担保できないときは、通報等対応業務の責任者は、その他相当と認める措置をとらなければならない。

(通報等の方法)

第5条 第1条に規定する通報等は、書面、面談又は電話、ファックス、電子メールその他相当と認める方法により行うことができる。

2 通報者等は、書面又は面談による通報等をする場合には、獨協大学公益通報相談受付シート（様式第1号、以下「相談シート」という。）に必要事項を記入するものとする。この場合において、当該本人を特定する情報については、これを秘匿し、匿名とすることができる。

3 通報者等から第1項の通報等を電話、ファックス、電子メールその他相当と認める方法で受けた場合には、第4条の窓口担当者は様式第1号に通報等の内容を記入して書類を調べるものとする。

(他の規則との関係)

第5条の2 第4条に規定する通報等の窓口に通報された法令違反行為等のうち、学園及び学校等の他の規則等にその対応が規定されている事項については、当該規則に従って対応するものとする。

(通報者等の義務)

第6条 通報者等は、不正の利益を得る目的又は本学若しくは第三者に損害を加える目的、その他誹謗中傷等の不正の目的をもって通報等を行ってはならない。

2 前項の目的をもって通報等を行った場合には、学長は当該通報者等に対し、法令、就業規則、その他の諸規程に基づき処分を行うことができる。

(公益通報委員会)

第7条 本学に、規則第9条の規定に基づき、公益通報委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、本学と雇用関係のある教職員で学長が任命した者3名、外部委員（弁護士、公認会計士その他専門性を有する外部有識者をいい、本学、被通報者及び通報者等と直接の利害関係を有しない者）で学長が任命した者1名、総合企画部長及び総務部長で構成する。

3 総合企画部長は委員長となる。

4 委員長は、委員会を統括する。

5 総務部長は副委員長となる。ただし、総務部長が第4条第3項のただし書きに該当する場合は、別に指名された者が副委員長となる。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときには、委員長を代行する。

7 通報等が専門性の高い内容である場合には、委員長は委員会の審議を経て、専門家を委員会に陪席させることができる。

(範囲外共有の防止)

第7条の2 委員会の委員及び通報等の窓口で通報又は相談に対応した者は、通報者等の同意がない限り、通報者等の氏名その他通報者等を特定させる情報を漏らしてはならない。

2 委員会の委員、是正措置の検討に関与する者は、通報対象事実の調査により得られた情報（前項の情報を除く）を漏らしてはならない。ただし、法第15条その他法令に定めがある場合にはこの限りではない。

(通報等への対応)

第8条 保護責任者は、第4条第4項により通報等の報告を受けた場合には、委員会に調査の必要性の判断及び事実関係の調査を依頼するものとする。

2 前項の依頼をした場合には、保護責任者は通報者等に対し、その旨を通知するものとする。ただし、通報者等の連絡先が明らかでない場合には、この限りでない。

(委員会の検討及び調査事項)

第9条 前条に定める依頼に基づき、委員会は調査の必要性を検討し判断するものとする。

2 前項の規定により検討した結果、正当な理由がある場合を除き、委員会は調査計画を策定し、速やかに調査を実施するものとする。

3 前項の調査を開始した場合には、委員会委員長（以下「委員長」という。）は保護責任者に対し調査を開始したことを報告するものとする。

4 前項の報告を受けた場合には、保護責任者は第4条第4項による通報等があった日から30日以内に、通報者等に対して、調査の開始有無を通知するものとする。ただし、匿名による通報等の場合及び当該通報者等が通知を希望しない場合は、この限りでない。

(委員会の義務)

第10条 委員会は、調査対象部門及び調査対象者の業務の遂行に重大な支障を与えてはならない。

2 委員会は、常に公平不偏の態度を保持し、通報等に関連する事実について調査をしなければならない。

3 委員会構成員は、通報者等の個人情報及び調査の結果知り得た個人情報について、本人の同意がある場合を除き、秘密を保持しなければならない。

4 委員会構成員は、その職務上知り得た事実及び通報者等を特定させる情報を、正当な理由なく他に漏洩してはならない。

5 委員会構成員は、退職、異動その他の理由により職務を離れた場合であっても前項に規定する守秘義務を遵守しなければならない。

(調査への協力)

第11条 職員等は、前条第2項の調査に協力しなければならない。

2 委員会は、第2条第2項に定める取引先の労働者に対して、前条第2項の調査について協力を求めることができる。

(調査結果の報告等)

第12条 委員長は、第9条第1項及び同条第2項の検討並びに調査計画の概要及び調査結果を保護責任者に報告しなければならない。ただし、第9条第1項に規定する検討を行った結果、委員会が調査の必要性がないと判断した場合には、同条第1項の検討結果を保護責任者に報告するものとする。

2 前項の調査結果により、通報等の事実が明らかとなった場合には、委員会は適切な是正措置及び再発防止策を策定するものとする。

3 前項の是正措置及び再発防止策を策定した場合には、委員長は保護責任者に報告しなければならない。

4 第1項及び第3項の報告を受けた場合には、保護責任者は学長に報告するものとする。

5 第1項及び第3項の報告を受けた保護責任者は、適正な業務の遂行及び利害関係者の秘密、信用、名誉、プライバシーの保護その他の利益に支障のない範囲において、通報者等に対し、調査結果並びに是正措置及び再発防止策について通知するものとする。ただし、匿名による通報の場合及び当該通報者等が通知を希望しない場合は、この限りでない。

(利益相反関係の排除)

第12条の2 委員会の構成員、第9条に定める調査に関わった者、及び法令違反行為等を通報された者は、自らが関係する公益通報に係る事案の業務に関与してはならない。

(是正措置等の実施)

第13条 学長は、保護責任者の報告に基づき、第12条第2項の是正措置及び再発防止策を実施するものとする。

2 学長は、保護責任者の報告に基づき、通報等の事実が明らかな場合には、通報等の事実に関与した職員等に対して、法令、就業規則その他の諸規程に基づき処分を行うものとする。

(通報者等の保護)

第14条 本学は、通報等を行ったことを理由として、通報者等に対して解雇、降格、減給又は労働者派遣契約の解除その他のいかなる不利益な取扱いを行ってはならない。

2 本学は、公益通報窓口に通報又は相談した者が誰であるか、当該事案に関する調査に協力した者が誰であるか、探索してはならない。

3 学長は、通報等を行ったことを理由として、通報者等の職場環境が悪化することがないように、適切な措置を講ずるものとする。

4 学長は、通報者等に対して不利益な取扱い又は嫌がらせを行った職員等に対して、法令、就業規則その他の諸規程に基づき処分を行うことができる。

(守秘義務)

第15条 第4条の2第1項に規定する通報等対応業務従事者、第7条第7項に基づいて陪席した専門家、並びに第13条第1項の規定に基づいて実施した是正措置及び再発防止策に関わった者は、通報

等の内容及び調査で得られた個人情報を開示してはならない。

- 2 前項に規定する者は、退職、異動その他の理由により職務を離れた場合であっても前項に規定する守秘義務を遵守しなければならない。
- 3 第1項又は前項の規定に違反した者に対して、学長は、法令、就業規則、その他の諸規定に基づき処分を行うことができる。

(事後確認)

第16条 学長は、公益通報の対象となった事実の再発の有無並びに第13条第1項に規定する是正措置及び再発防止策の有効性を適宜確認するものとする。

- 2 学長は、公益通報の対象となった事実の再発の有無並びに第13条第1項に規定する是正措置及び再発防止策の有効性を適宜確認するものとする。

(周知)

第17条 本学は、公益通報の仕組み及びコンプライアンスの重要性について、職員等に継続的な教育及び研修を実施し、周知に努めなければならない。

(記録の保管、見直し・改善、運用実績の労働者等及び役員への開示に関する措置)

第18条 委員会は、第5条に定める相談シートを1年に一度、検証するものとする。

- 2 本学は、通報等への対応に関する公益通報受付対応記録簿（様式第2号）を作成し、20年保管するものとする。
- 3 本学は、5年に一度、通報等の対応体制について定期的な評価及び点検を実施し、必要に応じて対応体制の改善を行う。
- 4 本学は、通報等の窓口に寄せられた通報等の運用実績の概要を、適正な業務の遂行及び利害関係者の秘密、信用、名誉、及びプライバシーの保護に支障がない範囲において職員等に開示するものとする。

(所管)

第19条 この規程の所管は、総務部総務課とする。

(規程の改廃)

第20条 この規程の改廃は、全学教授会の審議を経て学長が行う。

附 則（平成21年規程第16号）

- 1 この規程は、平成21年8月3日から施行する。

附 則（平成26年規程第14—38号）

- 2 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年規程第3号）

- 3 この規程は、平成27年3月11日から施行する。

附 則（2022年規程第●号）

この規程は、2022年6月1日（改正公益通報者保護法施行日）から施行する。